

医政発 0527 第 28 号  
平成 28 年 5 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

改正介護保険法の施行に伴う「医療法人の附帯業務について」の一部改正について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)の施行に伴う介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の改正により、通所介護のうち小規模なものについては、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられる等、所要の見直しが実施されたところである。

これに伴い、「医療法人の附帯業務について」(平成 19 年 3 月 30 日付医政発第 0330053 号)(以下「附帯業務通知」という。)の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

なお、本改正中「これに類するものを含む。」については、介護保険法等各種制度の改正に対応するものであり、附帯業務通知に掲げる業務に類するものでない事業については対象としていないことに留意した上で、引き続き、医療法人の適切な法人運営及び事業実施について、指導監督方お願いする。

## ○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)(抄)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務(これに類するものを含む。)の全部又は一部を行うことができる。(医療法第42条各号)</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。</p> <p>第1号～第5号 (略)</p> <p>第6号 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。</li> <li>Ⅰ. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</li> <li>①～⑥ (略)</li> <li>⑦ <u>介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。)</u>、<u>第一号訪問事業若しくは第一号通所事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事</u></li> </ul>	<p>(別表)</p> <p>医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。(医療法第42条各号)</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。</p> <p>第1号～第5号 (略)</p> <p>第6号 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。</li> <li>Ⅰ. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</li> <li>①～⑥ (略)</li> <li>⑦ <u>介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス(小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。)</u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為</li> </ul>

改正後	改正前
<p>業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑧～⑳ (略)</p> <p>Ⅱ. (略)</p> <p>第7号 (略)</p> <p>第8号 (略)</p> <p>留意事項 (略)</p>	<p>であって次に掲げるもの。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑧～⑳ (略)</p> <p>Ⅱ. (略)</p> <p>第7号 (略)</p> <p>第8号 (略)</p> <p>留意事項 (略)</p>

改正後

改正前

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

(別添)

・「医療法人」欄の説明…「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象  
 ・「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考	
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。	
		生計困難者に対する助葬		●	告示		
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が保れることはやむを得ないこと。
		情緒障害児短期治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設		●	告示	
		売春防止法	婦人保護施設		●	告示	
		授産施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。	
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業		●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業	

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

(別添)

・「医療法人」欄の説明…「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象  
 ・「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考	
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。	
		生計困難者に対する助葬		●	告示		
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が保れることはやむを得ないこと。
		情緒障害児短期治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設		●	告示	
		売春防止法	婦人保護施設		●	告示	
		授産施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。	
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業		●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業	

改正後

改正前

第二種社会福祉事業  児童福祉法		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示	
	児童福祉法		障害児通所支援事業			○	告示
			障害児相談支援事業			○	告示
			児童自立生活援助事業			○	告示
			放課後児童健全育成事業			○	告示
			子育て短期支援事業			○	告示
			乳児家庭全戸訪問事業			○	告示
			養育支援訪問事業			○	告示
			地域子育て支援拠点事業			○	告示
			一時預かり事業			○	告示
			小規模住居型児童養育事業			○	告示
			小規模保育事業			○	告示
			病児保育事業			○	告示
			子育て援助活動支援事業			○	告示
			助産施設			○	告示
			保育所			○	告示
			児童厚生施設			○	告示
			児童家庭支援センター			○	告示
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	

第二種社会福祉事業  児童福祉法		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示	
	児童福祉法		障害児通所支援事業			○	告示
			障害児相談支援事業			○	告示
			児童自立生活援助事業			○	告示
			放課後児童健全育成事業			○	告示
			子育て短期支援事業			○	告示
			乳児家庭全戸訪問事業			○	告示
			養育支援訪問事業			○	告示
			地域子育て支援拠点事業			○	告示
			一時預かり事業			○	告示
			小規模住居型児童養育事業			○	告示
			小規模保育事業			○	告示
			病児保育事業			○	告示
			子育て援助活動支援事業			○	告示
			助産施設			○	告示
			保育所			○	告示
			児童厚生施設			○	告示
			児童家庭支援センター			○	告示
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	

改正後

改正前

第二種社会福祉事業	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を經營する事業		○	告示		
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業			○	告示	
		父子家庭日常生活支援事業			○	告示	
		寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
		母子・父子福祉施設			○	告示	
	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	<p>※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定（介護予防・日常生活支援総合事業）に係る委託。又は、老人福祉法の市町村からの委託が必要。</p> <p>※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。</p> <p>例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。）</p> <p>※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定。又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。</p>
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
			夜間対応型訪問介護				
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
		介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業（老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。）				
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
			地域密着型サービス事業	地域密着型通所介護			
			認知症対応型通所介護				
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防・日常生活支援総合事業	第一号通所事業（老人福祉法施行規則第1条の3の2に規定するものに限る。）						
老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示			
	介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護					
小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示			
	地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示			
地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護						
複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○	告示			
老人デイサービスセンター			○	告示			
老人短期入所施設			○	告示			
老人福祉センター			○	告示			
老人介護支援センター			○	告示			

第二種社会福祉事業	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を經營する事業		○	告示		
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業			○	告示	
		父子家庭日常生活支援事業			○	告示	
		寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
		母子・父子福祉施設			○	告示	
	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	<p>※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定。又は、老人福祉法の市町村からの委託が必要。</p> <p>※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。</p> <p>例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。）</p> <p>※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定。又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。</p>
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
			夜間対応型訪問介護				
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
		介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業（老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。）				
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
			地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護			
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○	告示				
小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示			
	地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示			
地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護						
複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○	告示			
老人デイサービスセンター			○	告示			
老人短期入所施設			○	告示			
老人福祉センター			○	告示			
老人介護支援センター			○	告示			

改正後

改正前

第二種社会福祉事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		一般相談支援事業			○	告示	
		特定相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		移動支援事業			○	告示	
		地域活動支援センター			○	告示	
		福祉ホーム			○	告示	
	身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示	
		手話通訳事業			○	告示	
		介助犬訓練事業			○	告示	
		聴導犬訓練事業			○	告示	
		身体障害者福祉センター			○	告示	
		補装具製作施設			○	告示	
		盲導犬訓練施設			○	告示	
		視聴覚障害者情報提供施設			○	告示	
		身体障害者の更生相談事業			○	告示	
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業			○	告示	
	第二種社会福祉事業	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療			○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設			○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
隣保事業				○	告示		
福祉サービス利用援助事業			○	告示			
前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成			○	告示			

第二種社会福祉事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		一般相談支援事業			○	告示	
		特定相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		移動支援事業			○	告示	
		地域活動支援センター			○	告示	
		福祉ホーム			○	告示	
	身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示	
		手話通訳事業			○	告示	
		介助犬訓練事業			○	告示	
		聴導犬訓練事業			○	告示	
		身体障害者福祉センター			○	告示	
		補装具製作施設			○	告示	
		盲導犬訓練施設			○	告示	
		視聴覚障害者情報提供施設			○	告示	
		身体障害者の更生相談事業			○	告示	
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業			○	告示	
	第二種社会福祉事業	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療			○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設			○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
隣保事業				○	告示		
福祉サービス利用援助事業			○	告示			
前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成			○	告示			

改正後

改正前

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考		
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注)介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。		
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)				
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来			
			訪問リハビリテーション				
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健			
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)				
			通所リハビリテーション	本来			
			短期入所療養介護				
			特定施設入居者生活介護(注)	保健			
			福祉用具貸与	保健			
			特定福祉用具販売	保健			
			居宅介護支援事業			保健	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護		保健	
				介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
		介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)		本来			
		介護予防訪問リハビリテーション					
		介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)		保健			
		介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)					
		介護予防通所リハビリテーション		本来			
		介護予防短期入所療養介護					
		介護予防特定施設入居者生活介護(注)		保健			
		介護予防福祉用具貸与		保健			
		特定介護予防福祉用具販売					

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考		
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注)介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。		
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)				
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来			
			訪問リハビリテーション				
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健			
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)				
			通所リハビリテーション	本来			
			短期入所療養介護				
			特定施設入居者生活介護(注)	保健			
			福祉用具貸与	保健			
			特定福祉用具販売	保健			
			居宅介護支援事業			保健	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護		保健	
				介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
		介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)		本来			
		介護予防訪問リハビリテーション					
		介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)		保健			
		介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)					
		介護予防通所リハビリテーション		本来			
		介護予防短期入所療養介護					
		介護予防特定施設入居者生活介護(注)		保健			
		介護予防福祉用具貸与		保健			
		特定介護予防福祉用具販売					



改正後

改正前

社会福祉事業以外	介護予防支援事業	保健			
	地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	保健 (注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。		
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	地域支援事業(注)	介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業	保健	
			第一号通所事業		
			第一号生活支援事業		
			第一号介護予防支援事業		
			一般介護予防事業		
		包括的支援事業	総合相談支援事業		<p>※8. 市町村から指定又は委託を受けて行う場合のみ可(事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。)</p> <p>また、指定又は委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支援事業))</p> <p>※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の指定又は委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定又は委託の手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が遅くなることはやむを得ないこと。</p>
			権利擁護事業		
包括的・継続的ケアマネジメント事業					
在宅医療介護連携推進事業					
生活支援等体制整備等事業					
認知症総合支援事業					
任意事業					
保健福祉事業(注)	保健	※8、※9 と同じ扱い			
施設サービス	介護保健施設サービス	本来			
	介護療養施設サービス				
指定市町村事務受託法人の受託事務	保健	<p>※10. 委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事務名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇県(市)の委託を受けて行う〇〇事業)</p> <p>※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定受託介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行う、要介護及び要支援認定の更新並びに、要介護及び要支援状態区分の変更の認定に係る調査は、その指定受託介護支援事業者等の業務に付随するものとする。</p>			
指定都道府県事務受託法人の受託事務	保健				

社会福祉事業以外	介護予防支援事業	保健			
	地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	保健 (注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。		
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	地域支援事業(注)	介護予防事業	介護予防ケアマネジメント事業	保健	
			総合相談支援事業		
			権利擁護事業		
			包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		
			予防サービス事業		
		包括的支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業		<p>※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可(委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。)</p> <p>また、委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支援事業))</p> <p>※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が遅くなることはやむを得ないこと。</p>
			ケアマネジメント事業		
任意事業					
任意事業					
任意事業					
保健福祉事業(注)	保健	※8、※9 と同じ扱い			
施設サービス	介護保健施設サービス	本来			
	介護療養施設サービス				
指定市町村事務受託法人の受託事務	保健	<p>※10. 委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事務名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇県(市)の委託を受けて行う〇〇事業)</p> <p>※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定受託介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行う、要介護及び要支援認定の更新並びに、要介護及び要支援状態区分の変更の認定に係る調査は、その指定受託介護支援事業者等の業務に付随するものとする。</p>			
指定都道府県事務受託法人の受託事務	保健				